**国税通則法などが定める税務調査の事前通知は次の通りです**

①実地調査を行う旨

➁実地の調査を開始する日時

③調査を行う場所

④調査の目的

⑤調査の対象となる税目

⑥調査の対象となる期間

⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件

⑧納税者の氏名及び住所

⑨調査を行う署員の氏名及び所属官署

⑩➁及び③は変更が可能である事

⑪④～⑦で通知されなかった事項についても「非違が疑われることとなった場合」は調査が可能である事